

平成27年度 神戸市違法駐車等追放強化運動実施要綱

【趣 旨】

平成18年6月1日より、道路交通法の一部改正にもとづき、兵庫県警においても民間委託の駐車監視員制度を実施し、取り締まりは一定の成果をあげている。

しかし、違法駐車等の追放には、取り締まりとともに地域の啓発活動も必要である。

今後も、幹線道路や生活道路での違法駐車をなくすことにより、交通渋滞や飛び出しなどによる交通事故の発生や、消防車や救急車など緊急自動車、バスなどの走行の妨げとならないよう、市民の駐車モラルやマナーの向上を図るべく、全市をあげて違法駐車等追放強化運動を引き続き推進する。

【強化期間】

平成27年11月1日（日）から11月10日（火）までの10日間

【重点項目】

- ☆ 違法駐車等の追放
- ☆ 市バス等公共交通機関の利用促進
- ☆ マイカー利用の自粛



とめないで 道路はあなたの 車庫じゃない

（違法・迷惑駐車追放スローガン 最優秀作品）